

主 文

本件再審査請求を棄却する。

理 由

第1 再審査請求の趣旨及び経過

1 趣 旨

再審査請求人（以下「請求人」という。）の再審査請求の趣旨は、労働基準監督署長（以下「監督署長」という。）が平成〇年〇月〇日付けで請求人に対してした労働者災害補償保険法（昭和22年法律第50号）による療養補償給付及び休業補償給付を支給しない旨の処分並びに同月〇日付けでした休業補償給付を支給しない旨の処分を取り消すとの裁決を求めるというにある。

2 経 過

請求人は、平成〇年〇月〇日、A所在のB会社（以下「会社」という。）に雇用され、技術職として勤務していた。

請求人によると、入社当初より、上司から嫌がらせやいじめのほか、国籍差別等を受け、また、いきなり配置転換させられたり、昇給も低く抑えられたりしたという。請求人は、平成〇年〇月頃から、判断能力の低下、不眠、食欲不振等の症状が出始めたとして、同月〇日、C病院に受診したところ、「うつ病」と診断された。

請求人は、精神障害を発病したのは業務上の事由によるものであるとして、監督署長に療養補償給付及び休業補償給付を請求したところ、監督署長は、請求人に発病した精神障害は業務上の事由によるものとは認められないとして、これらを支給しない旨の処分をした。

請求人は、これらの処分を不服として、労働者災害補償保険審査官（以下「審査官」という。）に審査請求をしたが、審査官は、平成〇年〇月〇日付けでこれを棄却したので、請求人は、更にこの決定を不服として、本件再審査請求に及んだものである。

第2 再審査請求の理由

（略）

第3 原処分庁の意見

(略)

第4 争 点

本件の争点は、請求人に発病した精神障害が業務上の事由によるものであると認められるか否かにある。

第5 審査資料

(略)

第6 事実の認定及び判断

1 当審査会の事実の認定

(略)

2 当審査会の判断

(1) 請求人に発病した精神障害の有無及び発病時期について、D医師は、平成〇年〇月〇日労働基準監督署受付の意見書において、主治医意見書や診療録によると、請求人は、平成〇年〇月頃から、不眠や食欲不振などの症状が続いていることが確認でき、ICD-10診断ガイドラインに照らして判断すると、主治医の意見のとおり、平成〇年〇月〇日頃に、「F32 うつ病エピソード」(以下「本件疾病」という。)を発病したものと診断するのが妥当である旨の意見を述べている。当審査会としても、請求人の症状経過等に照らすと、D医師の意見は妥当であると判断する。

なお、請求人は、本件疾病の発病時期について、平成〇年〇月〇日であるとし、その理由として、会社でのトラブル等のため、心理的負荷が限界となり、頭が回らなくなったものであると主張している。しかしながら、請求人が主張する発病時期については、医学的根拠はなく、また、上記症状の発現時期とは明らかに相違するものであり、これを採用することはできない。

(2) ところで、心理的負荷による精神障害の業務起因性の判断については、厚生労働省労働基準局長が「心理的負荷による精神障害の認定基準について」(平成23年12月26日付け基発1226第1号。以下「認定基準」という。)を策定しており、当審査会としても、その取扱いを妥当なものであると考えることから、以下、認定基準に基づき検討する。

(3) 請求人の本件疾病発病前おおむね6か月間において、認定基準別表1「業務による心理的負荷評価表」(以下「認定基準別表1」という。)の「特別な出

来事」に該当する出来事は認められない。

(4) 請求人は、業務による心理的負荷となった出来事として、①平成〇年〇月〇日に取締役〇人と昼食をとったが、その席で、政治問題など仕事と関係のないことを尋ねられたほか、同月〇日の研修時に講師を務めたEからF 国人を侮辱するような発言をされたこと、②同年〇月〇日から同年〇月〇日までクレーム対応のために通訳としてF 国に出張したが、F 国人の顧客から直接クレームを受けたこと、③同月〇日頃、G 社工場内のクリーンルームで故障調査をしていたところ、緊急避難をしないといけないような事故を経験したこと、④同年〇月〇日から同年〇月〇日までの間、F 国出張を含む33日間の連続勤務を行ったこと、⑤F 国出張からの帰国後の同年〇月から〇月の間に、H部長やI 主任から侮辱を受けたこと、⑥同年〇月〇日に設計部から営業部に配置換えとなったこと、⑦営業部に異動後、J 国の代理店K社から売掛金を回収することを任されたこと、⑧同年〇月から同年〇月までの間に、〇件の架空輸出をするようにL部長から指示されたこと、⑨同年〇月頃からJ 国のM社との交渉窓口となったこと、⑩平成〇年〇月から同年〇月にかけて、M社へ注文を受けた製品を発送したが、〇回くらいクレームがあったこと、⑪同年〇月〇日の会議中、出席者から政治問題が話されたこと、⑫同月〇日、L部長とJ 国メーカーを訪問し、F 国語でプレゼンテーションを行ったこと、⑬同年〇月から同年〇月にかけて、就労ビザの申請に関して、N 常務、O部長及びP 主任と意見の対立が生じたこと、⑭同年〇月〇日から同年〇月〇日にかけて、O部長と翌年の年俸査定に関し面談を行ったが、評価基準を開示することを拒否されたこと、⑮同年〇月〇日、Eから罵声を浴びせられたこと、⑯同年〇月〇日、会社の株主総会の傍聴をN 常務から拒否されたことなど多数の出来事があった旨を主張している。

ア ①の出来事について、請求人の申述のほか、L部長、H部長及びEの各申述からすると、当該昼食会においては、政治的な堅苦しい話は取り上げられず、趣味や休日の過ごし方などが話題となり、住まいや出身地などの個人的な事柄にも話が及んだとされており、その話題の中で、請求人が戸惑いや不快感を覚えたものと考えられる。しかしながら、請求人を差別するような発言があったことは確認できず、また、Eとの関係をもみても、請求人を差別したり、無視するような態度があったとの具体的な申述は見当たらないもので

あり、当該出来事は、認定基準別表1の「上司とのトラブルがあった」（平均的な心理的負荷の強度「Ⅱ」）に該当するものとみても、その心理的負荷の総合評価は「弱」とであると判断することが相当である。

イ ②の出来事については、請求人及びQ部長の各申述からすると、顧客からの質問やクレームが度々あったことは事実であると認められるも、請求人は、通訳業務を遂行しただけであり、主体的にクレーム等に対応したわけではないことから、当該出来事は、認定基準別表1の「顧客や取引先からクレームを受けた」（平均的な心理的負荷の強度「Ⅱ」）に該当するものと認められるが、その心理的負荷の総合評価は「弱」とであると判断する。

ウ ③の出来事については、請求人及びR主任の各申述からすると、F国出張中の工場内において、停電が起これ、警報が鳴るという事故があったことは認められるものの、請求人や他の作業員も負傷しておらず、また、作業にも何ら支障が生じることもなかったものと推認されることから、当該出来事は、認定基準別表1の「悲惨な事故や災害の体験、目撃をした」（平均的な心理的負荷の強度「Ⅱ」）に該当するものとみても、その心理的負荷の総合評価は「弱」とであると判断する。

エ ④の出来事については、請求人及びQ部長の各申述からすると、請求人が連続勤務であると主張する33日間のうち、平成〇年〇月〇日及び同月〇日の日曜日は業務に従事しているものと認められ、また、2日間の休日が確保されていることから、連続勤務となるのは、同年〇月〇日から同年〇月〇日までの13日間及び同月〇日から同月〇日までの12日間の〇回となる。もっとも、同月〇日は帰国のための移動日であり、さらに、F国出張中の請求人の主な業務は、通訳と機械装置の操作方法を身に着けることであり、通常の労働時間において処理できないほどの業務量があったとは判断し難い。そうすると、当該出来事は、認定基準別表1の「2週間以上にわたって連続勤務を行った」（平均的な心理的負荷の強度「Ⅱ」）に該当するとみても、その心理的負荷の総合評価は「弱」とであると判断する。

オ ⑤の出来事については、請求人の申述のほか、H部長及びI主任の各申述からすると、請求人の主張するH部長及びI主任の言動を客観的に確認することはできず、当該出来事が事実であると判断することはできない。

カ ⑥の出来事については、請求人及びL部長の各申述からすると、請求人が、

比較的短期間において、種々の異なる業務に従事することになったことは事実であると考えられる。もっとも、会社においては、新入社員にはいろいろな部署での業務を経験させることとされており、請求人だけがその対象となったわけではない。請求人の仕事は、J国やF国の代理店との仲介役であり、自ら判断を求められるものでもないことからすると、当該業務の遂行において、特段の困難を伴うものとは認め難く、当該出来事は、認定基準別表1の「配置転換があった」（平均的な心理的負荷の強度「Ⅱ」）に該当するものとして評価しても、その心理的負荷の総合評価は「弱」と判断する。

なお、平成〇年〇月に生産部に異動したことは、本件疾病発病後の出来事であることは明らかであるから、心理的負荷の評価の対象とはならない。

キ ⑦の出来事については、請求人及びL部長の各申述からすると、請求人がK社に対する売掛金の回収業務を遂行するに当たっては、上司であるN常務の意向を伝えればよく、仮に回収に失敗したとしても、請求人が責任を追及されるわけではないことからすると、当該出来事は、認定基準別表1の「自分の関係する仕事で多額の損失等が生じた」（平均的な心理的負荷の強度「Ⅱ」）に該当するとみても、その心理的負荷の総合評価は「弱」と判断する。

ク ⑧の出来事については、請求人及びL部長の各申述からすると、請求人の主張する架空輸出の事実を客観的に確認することはできず、当該出来事があったものと認めることはできない。

ケ ⑨の出来事については、請求人及びL部長の各申述からすると、請求人は、大事な顧客からの受注に対して、その対応に戸惑いや不安を感じていたことはうかがえるものの、請求人の業務は上司からの指示を顧客にそのまま伝えれば足りるとされており、その業務の遂行には特段の困難を伴うものとは認め難いことから、認定基準別表1の「達成困難なノルマを課された」（平均的な心理的負荷の強度「Ⅱ」）に該当するとみても、その心理的負荷の総合評価は「弱」と判断する。

コ ⑩から⑯までの出来事については、いずれも請求人の本件疾病発病後の出来事であることは明らかであるから、心理的負荷の評価の対象とすることはできない。

もっとも、発病後の出来事であっても、認定基準別表1の「特別な出来事」に該当する出来事があり、その後おおむね6か月以内に対象疾病が自然経過

を超えて著しく悪化したと医学的に認められる場合については、その「特別な出来事」による心理的負荷が悪化の原因であると推認し、悪化した部分について、業務上の疾病として取り扱うものとされている。

この点、請求人は、「初発症以降の悪化したことに係る出来事も評価していただきたい。」と述べて、請求人の本件疾病は発病後悪化した旨主張しているものと思料される。しかし、S医師の平成〇年〇月〇日付け意見書やD医師の上記意見書をみても、請求人の本件疾病が悪化した旨の記述はなく、請求人の本件疾病が著しく悪化する経過をたどったとは判断できず、したがって、⑩から⑯までの出来事について、認定基準別表1の「特別な出来事」に該当する出来事か否かを評価することは要しないものと判断する。

サ 請求人の労働時間について、監督署長は、勤務実績集計表を基に、労働時間を集計している。同集計について、請求人は、「勤務実績集計表に記された時間が確かかどうかわからない。」旨述べているが、当審査会において一件記録を精査するも、請求人が上記勤務実績集計表に記載された労働時間を上回って労働していたことを根拠付ける客観的な資料は見いだせない。したがって、同集計を基に監督署長が認定した労働時間は、請求人の労働時間を正確に表しているものと判断することが相当である。

なお、請求人は、会社のメールの送信時刻等を基に作成した勤務状況記録表と題する書面を提出し、審査官が労働時間を集計した労働時間集計表をもって、1か月当たりの時間外労働時間は最大で98時間30分である旨主張しているが、これらの労働時間数を根拠付ける資料は明確ではなく、同主張を採用することはできない。

シ 以上からすると、業務による心理的負荷の総合評価が「弱」となる出来事が7つあるものの、恒常的な長時間労働も認められないことから、業務による心理的負荷の全体評価は「弱」と判断する。

(5) 請求人の業務以外の心理的負荷及び個体側要因については、特記すべき事項は認められない。

(6) 請求人のその他の主張についても子細に検討したが、上記結論を左右するに足りるものは見いだせなかった。

3 以上のとおりであるから、請求人に発病した精神障害は業務上の事由によるものであるとは認められず、監督署長が請求人に対してした療養補償給付及び休業

補償給付を支給しない旨の処分は妥当であって、これらを取り消すべき理由はな
い。

よって主文のとおり裁決する。